



公益・正大・誠実

NO.  
**48**

2020 JULY

# 協会ニュース

2020 きれいな水を未来へ



熊本県知事指定検査機関

公益社団法人 **熊本県浄化槽協会**

〒861-3107 上益城郡嘉島町上仲間227番地86(嘉島リバゾン内) ☎(096)284-3355

## ごあいさつ



盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より協会運営に、ご支援・ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症から立ち上ろうと、国や地方自治体による宿泊助成キャンペーン等も始まり経済活動が再開しようとしている矢先、この度の豪雨は九州各地に大きな被害をもたらし、特に、人吉・球磨地域では球磨川の氾濫により甚大な被害が出ました。

犠牲となられました方のご冥福とご遺族に対しお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

また、年初めから日本にも広がりを見せている新型コロナウイルス感染症は、不要不急の外出の自粛や飲食店の営業自粛、東京オリンピックの延期等日常生活に大きな打撃を与えました。熊本では5月14日に緊急事態宣言は解除されましたが、第二波襲来の恐れや、海外では未だ感染拡大している状況で、私たちのライフスタイルも大きな転換期に来ていると思います。

このような中、5月27日に開催いたしました第11回定時社員総会では、多くの会員に議決権行使書面・委任状による参加をいただき、令和元年度事業報告・令和元年度決算報告・役員選任について、ご審議・ご承認いただきありがとうございました。

昨年の浄化槽法の改正に伴い県の条例等も整備され、本年4月1日から施行されることになりました。保守点検業者に、浄化槽管理士に対する研修機会の確保が義務化されたこと、保守点検・清掃等の記録を浄化槽台帳として県が管理すること、浄化槽の使用休止届に関することが私たちに関わる主な点で、今後さらに詳しく示されるものと思います。管理士の研修については、協会が実施する講習会(浄化槽技術講習会)が指定され、開催に向け県と協議を行っているところであります。

本年度も皆様のご協力のもと、職員の新型コロナウイルス感染症予防を行い、事業計画に基づき浄化槽普及啓発や適正な法定検査、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等の事業を確実に実施してまいります。

私たちが携わる水環境保全活動も、気を緩めると大きな脅威となる可能性があることを、今回の新型コロナウイルス感染症は警鐘としているのではないのでしょうか。今後は、自然環境と経済との両立に配慮した社会・ライフスタイルを目指し、行政、各関係団体、会員の皆様と「公衆衛生の向上、水質保全に寄与する」という共通認識のもと、役職員一同邁進してまいりますので、引き続きのご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様方のますますのご発展・ご健勝を祈念いたします。

公益社団法人 熊本県浄化槽協会  
会長 森田 和博

# 第11回定時社員総会



森田会長あいさつ

令和2年5月27日(水)熊本ホテルキャッスルにおきまして、第11回定時社員総会を開催致しました。総会は、森田会長の挨拶のあと、成瀬理事を議長に選出し、各議案が慎重に審議され全ての議案が承認可決されました。なお、本年度の式典及び懇親会は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止しました。

## 【第1号議案 令和元年度事業報告(概要)】

協会は、国、県の動向や熊本地震からの復興状況を踏まえ、公益社団法人及び熊本県知事指定検査機関としての社会的責務を自覚し公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を目的に、平成31(令和元)年度事業計画に基づき、行政・業界と連携・協力し各種事業を実施した。

浄化槽法の一部改正(令和元年6月19日公布・令和2年4月1日施行)に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保と浄化槽台帳の整備に関し県と協議を行った。

公益目的事業では、7条・11条検査を実施するとともに、未受検者に対して行政・会員と連携し、文書勧奨や個別訪問による縮減を図った。

また、浄化槽管理者の受検後の検査手数料納入の利便性の向上のためのコンビニ収納を導入した。

地域住民への普及啓発では、各種イベントへの参加や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換チラシによる浄化槽の普及啓発に努め、支部が行う法定検査等啓発として地域(保健所)別連絡会議、浄化槽技術講習会等を開催した。

収益事業等においては、浄化槽機能保証制度や省エネ型浄化槽システム導入推進事業、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業を実施した。

令和元年度に実施した事業は以下のとおり。

### 1 公益目的事業

#### 1) 法定検査事業

##### (1) 7条検査

##### ① 7条検査基数

2,761基(前年度2,681基)

##### ② 前受金対策

##### (2) 11条検査

##### ① 11条検査基数

90,519基(受検率66.4%)

(合併66,165基、単独24,354基)

(前年度88,967基66.0%)

##### ② 未収金対策

##### ③ 維持管理業界との協力体制の構築

##### ④ 未受検者対策

##### ⑤ 無管理・無清掃浄化槽対策

##### (3) 法定検査関係管理業務

##### ① 法定検査精度管理システムの進行管理

##### ② 浄化槽台帳管理システムの進行管理

##### ③ 関係行政機関への法定検査等の報告

#### 2) 法定検査推進事業関連業務

##### (1) 地域住民への普及啓発

##### ① 各種イベントへの参加等

##### ② 浄化槽普及促進の啓発

##### (2) 支部が行う法定検査等啓発

##### ① 地域(保健所)別連絡会議の開催

##### ② 各種啓発活動の実施

##### (3) 浄化槽設置者講習会

##### (4) 会報の発行

##### (5) 浄化槽技術講習会の開催

### 2 収益事業等

#### 1) 浄化槽機能保証制度事業

#### 2) 物品等販売事業

#### 3) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業受付受託業務

### 3 その他の事業等

#### 1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業

### 4 法人の管理運営に必要な業務等

#### 1) 総会及び理事会並びに各種委員会の開催

#### 2) 職員教育

##### ① 職員研修

##### ② 検査員等の技術研修

#### 3) 顕彰及び表彰

##### (1) 環境大臣表彰(令和元年10月1日)

##### (2) 熊本県知事表彰(令和2年2月5日)

##### (3) 当協会表彰(令和元年5月29日)

##### ア) 協会長表彰

##### イ) 検査協力事業所表彰(令和元年5月29日)

##### ウ) 永年勤続(令和元年5月29日)

#### 4) 調査研究等

##### ① 公益目的事業・収益事業・法人会計の調査研究

##### ② 事務及び水質分析業務の効率化に関する調査研究



【第3号議案（監査報告）】

「定款第26条第1項の規定に基づき、監事3名（村本、杉浦、今井）で令和元年度の協会の業務執行状況及び収支決算書について監査を行い、適正に執行され証拠書類などの保管も良好であった。」と今井監事から監査報告がありました。



(総会での議案可決の様子)

【第4号議案（役員選任）】

任期満了に伴う役員改選が行われ、次の方々が選任されました。(会長・副会長・常務理事は同日開催の理事会で選任)

| 役職              | 氏名   | 部会名 | 支部名 | 事業所名             | 新・再 |
|-----------------|------|-----|-----|------------------|-----|
| 理事 (20名)        |      |     |     |                  |     |
| 会長              | 森田和博 | 製・施 | 熊本  | (株)森田設備          | 再任  |
| 副会長             | 田中栄一 | 製・施 | 山鹿  | (資)とらや商会         | 再任  |
| 副会長             | 内藤雄二 | 維持  | 阿蘇  | (有)阿蘇管理センター      | 新任  |
| 理事<br>製造専門委員長   | 甲斐秀人 | 製・施 | 熊本  | フジクリーン工業(株)熊本営業所 | 再任  |
| 理事<br>施工専門委員長   | 木村俊介 | 製・施 | 八代  | (有)三幸設備工業        | 再任  |
| 理事<br>維持管理専門委員長 | 犬童英昭 | 維持  | 人吉  | (有)球磨衛生設備管理公社    | 再任  |
| 理事              | 内野静子 | 維持  | 熊本  | (有)アクアサービス       | 再任  |
| 理事              | 川崎清正 | 維持  | 熊本  | 川崎設備(有)          | 再任  |
| 理事              | 堂園 歩 | 維持  | 熊本  | (協業)熊本清掃公社       | 新任  |
| 理事              | 渡邊祐二 | 製・施 | 有明  | (有)前田設備工業        | 再任  |
| 理事              | 立花佳宗 | 製・施 | 山鹿  | 日創立花(株)          | 新任  |
| 理事              | 本藤 徹 | 製・施 | 菊池  | (有)本藤設備          | 再任  |
| 理事              | 出崎泰孝 | 維持  | 阿蘇  | (有)大阿蘇清掃社        | 再任  |
| 理事              | 大谷啓之 | 維持  | 御船  | (有)大谷清掃公社        | 再任  |
| 理事              | 篠崎 武 | 維持  | 宇城  | (有)三角環境          | 再任  |
| 理事              | 村上隆二 | 製・施 | 水俣  | (有)村上電気水道設備      | 再任  |
| 理事              | 大山善生 | 製・施 | 人吉  | (株)太陽            | 新任  |
| 理事              | 山下龍二 | 製・施 | 天草  | (有)山下総合設備        | 再任  |
| 理事              | 川峰 一 | 維持  | 天草  | (協業)本渡清掃公社       | 新任  |
| 常務理事            | 藤本和彦 | -   | -   | (公社)熊本県浄化槽協会     | 再任  |
| 監事 (3名)         |      |     |     |                  |     |
| 監事              | 今井憲章 | 製・施 | 熊本  | (有)いまい設備工業       | 再任  |
| 監事              | 田中和徳 | 製・施 | 熊本  | (株)HACCYOU       | 新任  |
| 監事              | 米村徳光 | 維持  | 御船  | 米村衛生(有)          | 新任  |

任期満了に伴い、次の方々がご退任となりました。

|      |        |           |      |         |
|------|--------|-----------|------|---------|
| 前副会長 | 岡村 謙一様 | (株)美里環境   | 宇城支部 | 維持管理部会  |
| 前理事  | 内田幸一郎様 | (有)旭清掃社   | 熊本支部 | 維持管理部会  |
| 前理事  | 武田 正巳様 | (有)玉名北部環境 | 有明支部 | 維持管理部会  |
| 前理事  | 成瀬 徳晃様 | (有)成瀬でんき  | 御船支部 | 製造・施工部会 |
| 前理事  | 田岡 洋助様 | (有)田岡水道設備 | 人吉支部 | 製造・施工部会 |
| 前監事  | 村本 征秀様 | (有)村本設備工業 | 阿蘇支部 | 製造・施工部会 |
| 前監事  | 杉浦 慶司様 | (株)協働社    | 熊本支部 | 維持管理部会  |

## 各表彰受賞について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため本年度の式典が中止されたことに伴い、例年実施しております表彰式も中止されましたので、本紙面により各表彰をご披露致します。

### ●表彰者（順不同）

#### 〈環境大臣表彰受賞者 顕彰〉

岡村 謙一 様（宇城支部 ㈱美里環境 代表取締役）  
 田岡 洋助 様（人吉支部 ㈲田岡水道設備 代表取締役）  
 堂園 歩 様（熊本支部 協業）熊本清掃公社 理事長）

#### 〈熊本県知事表彰受賞者 顕彰〉

寺村 重年 様（熊本支部 ㈱環境総合 取締役）  
 古川 喜一 様（山鹿支部 ㈲フルカワ 代表取締役）  
 本藤 徹 様（菊池支部 ㈲本藤設備 代表取締役）  
 米村 光喜 様（宇城支部 ㈲米村商店れーべん 代表社員）  
 木村 俊介 様（八代支部 ㈲三幸設備工業 代表取締役）  
 菱田 明人 様（人吉支部 相良電設㈱ 代表取締役）

#### 〈協会長表彰〉

園田 賢治 様（熊本支部 九州園田設備㈲ 代表取締役）  
 永田 士朗 様（水俣支部 立尾電設㈱ 代表取締役）  
 中尾 雅紀 様（人吉支部 ㈱ナカオ工業 代表取締役）  
 山下 隆明 様（天草支部 ㈲山下衛生社 代表取締役）

#### 〈検査協力事業所表彰〉

松岡 修 様（熊本支部 ㈱松岡清掃公社 代表取締役）  
 那須 良介 様（有明支部 ㈱中央環境管理センター 代表取締役会長）  
 澤邊 逸雄 様（御船支部 ㈲甲佐衛生社 代表取締役）  
 米村 徳光 様（御船支部 米村衛生㈲ 代表取締役）  
 綿田 一角 様（八代支部 ㈱八代美研 代表取締役）  
 鈴木 竜二 様（天草支部 ㈱熊本メンテナンス 代表取締役）  
 武林 公久 様（天草支部 ㈲苓北浄化槽管理センター 代表取締役）



熊本県知事表彰(令和2年2月5日 県庁知事応接室にて)

# 令和2年度 事業計画

令和2年3月26日(木)に協会会議室にて行われました第5回理事会におきまして、「令和2年度事業計画及び収支予算書」が審議され、同日承認を得ました。令和2年度の事業計画は以下のとおりです。

## 【令和2年度事業計画（概要）】

日本は人口減少社会を迎え、浄化槽の設置基数の減少も想定される中、汚水処理未普及人口は約1,100万人で、そのうち単独処理浄化槽の基数は、約400万基存在している。国は、今後、汚水処理未普及地域について、下水道等との適切な役割分担のもと合併処理浄化槽による早期整備を行うとしており、成長戦略では単独処理浄化槽の集中的な転換を図る等の汚水処理事業のリノベーションを進めるとしている。令和元年6月12日には浄化槽法の一部改正が行われ、浄化槽の汚水処理施設としての役割がより一層明確化されたところである。

一方、熊本県は、平成30年度末において汚水処理人口1,541千人(うち合併処理浄化槽整備人口は255千人)、汚水処理未整備人口は231千人である。平成30年度末の浄化槽の検査対象基数は、134,855基で、合併処理浄化槽82,631基、単独処理浄化槽52,224基である。平成30年度の11条検査の受検率は66.0%で、内訳は、合併処理浄化槽78.3%、単独処理浄化槽46.5%であった。県は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進め、法定検査受検率の向上と無管理・無清掃浄化槽をなくすために浄化槽管理者への指導・普及啓発等を行っていきとしている。

このような状況を踏まえ、協会としては、浄化槽による汚水処理施設未整備地域の解消に向け、関係機関・関係団体及び会員等と連携を図り浄化槽の設置促進に取り組んでいくとともに、新たに浄化槽法に規定された浄化槽処理促進区域の指定や公共浄化槽を推進し、浄化槽台帳の整備、協議会の設置、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保等についても積極的に協力していく。また、環境省が実施する「省エネ型浄化槽システム導入推進事業」等の補助事業についても取り組んでいく。

法定検査については、適正な維持管理の普及啓発を図り、確実に実施する。

協会の運営については、適宜理事会や各種委員会等を開催し、中・長期的な視点に立ち、人材の育成や計画的な機器整備等による業務の効率化を図り、適正に運営していく。

具体的には、以下の事業を実施する。

## 1 公益目的事業

### 1) 法定検査事業

#### (1) 7条検査

- ① 7条検査目標基数 2,350基を見込む
- ② 前受金対策

#### (2) 11条検査

- ① 11条検査目標基数 91,000基以上
- ② 未収金対策
- ③ 維持管理業界との協力体制の構築
- ④ 未受検者対策
- ⑤ 無管理・無清掃浄化槽対策

#### (3) 法定検査関係管理業務

- ① 法定検査精度管理システムの進行管理
- ② 浄化槽台帳管理システムの進行管理
- ③ 関係行政機関への法定検査等の報告
- ④ 法定検査業務計画の策定

### 2) 法定検査推進事業関連業務

#### (1) 地域住民への普及啓発

- ① 各種イベントへの参加等
- ② 浄化槽普及促進の啓発

#### (2) 支部が行う法定検査等啓発

- ① 地域(保健所)別連絡会議の開催
- ② 各種啓発活動の実施

### (3) 浄化槽設置者講習会

- (4) 協会ホームページの運用及び充実
- (5) 会報の発行
- (6) 浄化槽技術講習会の開催

## 2 収益事業等

### 1) 浄化槽機能保証制度事業

### 2) 物品等販売事業

### 3) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業受付受託業務

## 3 その他の事業等

### 1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業

## 4 法人の管理運営に必要な業務等

### 1) 総会及び理事会並びに各種委員会の開催

### 2) 職員教育

### 3) 顕彰及び表彰事業

### 4) 調査研究等

- ① 公益目的事業・収益事業・法人会計の調査研究
- ② 事務及び水質分析業務の効率化に関する調査研究

## 熊本県浄化槽保守点検業登録条例・施行規則 取扱要項の改正要点

浄化槽法が改正されたことにより、「熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」「熊本県浄化槽取扱要項」等が改正されました。主な改正は以下のとおりです。条例・施行規則、取扱要項は、協会及び県のHPでご確認ください。

### ○熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 改正令和2年3月4日条例第19号[一部未施行]

#### (営業所の設置等)

#### 第9条

5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、第1項の規定により置いた浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を第2条第2項の有効期間ごとに1回以上受けさせなければならない。

#### (罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (2) 第9条第6項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

### ○熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 改正令和2年4月1日施行

#### (浄化槽管理士研修の実施)

第10条の2 浄化槽管理士研修は、次に掲げる者が実施する研修のうち、次条及び第10条の4に規定する要件に適合するものとする。

- (1) 都道府県及び保健所を設置する市
- (2) 公益社団法人熊本県浄化槽協会
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が指定する団体

2 前項第2号又は第3号に掲げる者(以下「研修実施団体」という。)は、浄化槽管理士研修を実施しようとするときは、あらかじめ、浄化槽管理士研修実施計画書(別記第6号の2様式)を知事に提出し、当該計画書に基づく研修が次条及び第10条の4に規定する要件に適合するものであることについて、知事の認定を受けなければならない。

3 知事は、前項の浄化槽管理士研修実施計画書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該計画書に基づく研修が次条及び第10条の4に規定する要件に適合すると認めるときは、当該研修実施団体に浄化槽管理士研修認定通知書(別記第6号の3様式)を交付する。

4 知事は、第2項の認定を受けて行う研修の内容が次条に規定する要件に適合していないと認めるときは、第2項の認定を受けた者に対して研修の内容の変更を求めることができる。

#### (浄化槽管理士研修の内容)

第10条の3 浄化槽管理士研修の内容は、次に掲げる事項に関し専門的知識を習得させるものでなければならない。

- (1) 国の浄化槽行政の動向
- (2) 浄化槽の構造と機能
- (3) 浄化槽の保守点検と清掃
- (4) 熊本県における浄化槽に関する施策展開、普及状況並びに法定検査の結果及びそれに基づく対応
- (5) その他浄化槽の保守点検に関し必要な事項

#### (受講証明書の交付)

第10条の4 浄化槽管理士研修は、研修を実施した者が、当該研修を受講した者に対し、当該研修を受講したことを証明する書類を交付するものでなければならない。

#### (浄化槽管理士研修実施報告書の提出)

第10条の5 研修実施団体は、浄化槽管理士研修を実施した場合には、当該浄化槽管理士研修を実施した日から30日以内に、浄化槽管理士研修実施報告書(別記第6号の4様式)を知事に提出しなければならない。



## ○熊本県浄化槽取扱要項 改正令和2年4月1日施行

## ☆ 熊本県浄化槽取扱要項改正の概要

## 1 制定改廃の必要性

浄化槽法(昭和58年法律第43号)の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

## 2 内容

## (1) 法改正に伴う改正

|   | 法改正の内容   | 要項改正の内容   |
|---|--|---|
| 1 | 「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置<br>(法附則第11条)   | 法附則第11条を受けた規定を新設し、措置命令の様式を定める。  |
|   | 知事は、浄化槽管理者に対して、特定既存単独処理浄化槽の除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言、指導、勧告、命令ができる。   | ① (手続)要項第13条の3(特定既存単独処理浄化槽に対する勧告及び命令等)<br>② (様式)特定既存単独処理浄化槽措置命令書(別記第8号の2)   |
| 2 | 「浄化槽処理促進区域」制度の導入<br>(法第12条の4)  | 法第12条の4第2項による県との協議に関する具体的な手続、様式を定める。  |
|   | 市町村は、県と協議のうえ、当該区域のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽促進処理区域として指定することができる。                   | ① (手続)要項第12条の2(浄化槽処理促進区域の指定に伴う協議)<br>② (様式)休止届出書(別記第6号の2)再開届出書(別記第6号の3)   |
| 3 | 「公共浄化槽(※)」制度の新設<br>(法第12条の5)<br>※「公共浄化槽」:浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち市町村が管理するもの  | 法第12条の5第4項による設置計画の同意等に関する具体的な手続を定める。  |
|   | (公共浄化槽の手続)<br>① 市町村は、公共浄化槽の設置しようとする場合、予め建築物等の所有者の同意を得て、浄化槽の設置に関する計画を作成する。<br>② 知事及び特定行政庁の同意を得たときに浄化槽設置の届出等がなされたものとみなす。 | ① (建築確認申請に伴う場合の手続)要項第4条の一部改正<br>② (①以外の場合の手続)要項第5条の2新設(公共浄化槽の設置に係る事務取扱い)<br>③ (その他の手続)要項第6条、第7条、第9条、第12条の一部改正<br>④ (様式)協議申請書(別記第7号の2)意見書(別記第7号の3)回答書(別記第7号の4) |
| 4 | 浄化槽の使用の休止及び義務の免除<br>(法第11条の2)  | 法第11条の2を受け休止、再開の手続に関する規定を新設し、休止(別記第6号の2)再開(別記第6号の3)の様式を定める。   |
|   | 浄化槽管理者が、清掃をして、その使用の休止を知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除する。  |   |

## 県からのお知らせ (環境保全課)

### 熊本県の水環境の状況

熊本県では、県内の各関係機関と協力しながら、より良い水環境を守っていくために、水質汚濁防止法(昭和45年12月制定)に基づき水質(河川、湖沼、海域、地下水)の環境基準の達成状況と、工場・事業場の排水基準の順守状況の監視を行っています。

環境基準とは、人の健康の保護や生活環境を保全するために維持することが望ましい基準であり、国が利水用途ごとに基準値(類型「AA~E」ごとに値を設定)を定め、県が水域の状況によりそれぞれ類型を指定します。

水質汚濁防止法では、排水基準(一律基準)を設けて工場・事業場の排水を規制していますが、環境基準が達成されないような場合等は、一律基準よりも厳しい基準(上乘せ基準)を設定することができるとされています。そのため、本県でも上乘せ基準を設定し、排水基準の強化を図っています。

今回は、水環境の中でも浄化槽と最も関係の深い河川の水環境の状況について御紹介します。

| 凡例              |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| <b>【河川】</b>     |                                   |
|                 | BOD                               |
| — (薄青)          | 環境基準 AA 1mg/L 以下                  |
| — (青)           | 〃 A 2mg/L 以下                      |
| — (緑)           | 〃 B 3mg/L 以下                      |
| — (黄)           | 〃 C 5mg/L 以下                      |
| — (紫)           | 〃 D 8mg/L 以下                      |
| — (赤)           | 〃 E 10mg/L 以下                     |
| — (黒)           | 環境基準類型あてはめのない河川<br>(測定点をもつ河川のみ表記) |
| ※ E 類型は現在県内になし  |                                   |
| <b>【湖沼】</b>     |                                   |
|                 | COD                               |
| ◇ (薄青)          | 環境基準 AA 1mg/L 以下                  |
| ◇ (青)           | 〃 A 3mg/L 以下                      |
| ◇ (黄)           | 〃 B 5mg/L 以下                      |
| ◇ (紫)           | 〃 C 8mg/L 以下                      |
| ※ 県内の湖沼は全て A 類型 |                                   |

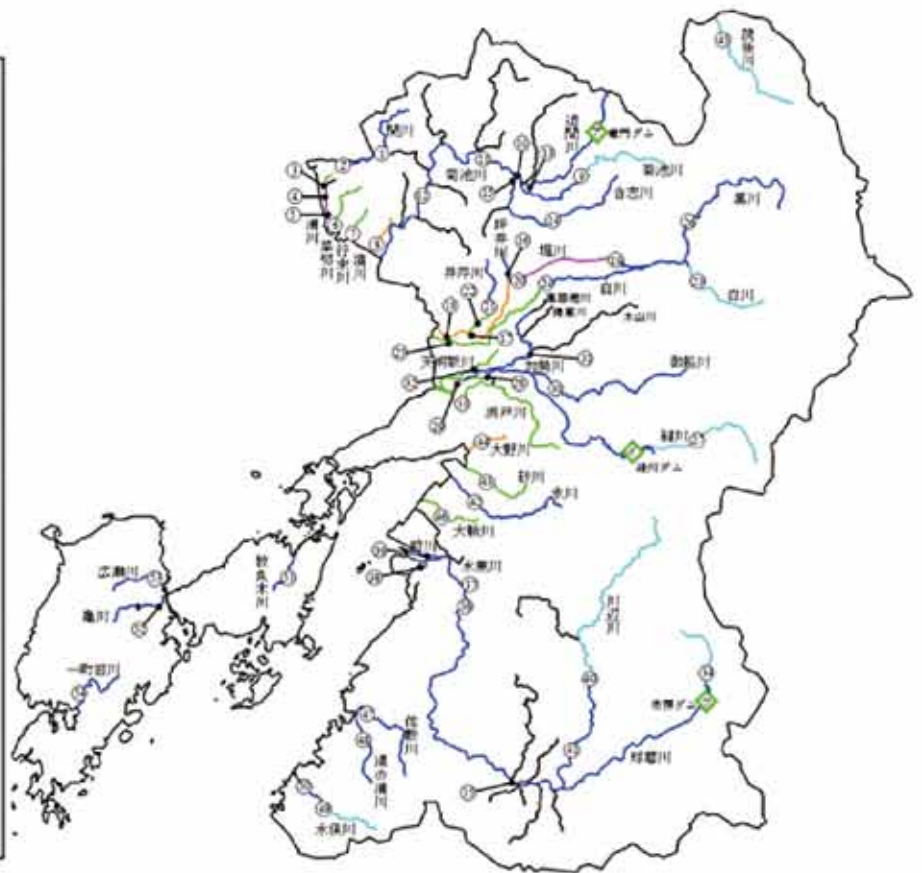


図1 県内の河川及び湖沼の調査地点(AAが一番水質がよい)

県では、県内の主要河川において、水質汚濁の指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)について類型を指定しています(図1)。汚濁負荷の少ない河川の上流域には、最も厳しい基準値を持つAA類型又はA類型を指定しており、流下に伴い、より緩やかな基準値を持つ類型を指定しています。過去、県内には最も基準値が緩やかなE類型の河川もありましたが、現在は水質が向上し、類型を見直したためD類型が一番下の類型となっています。

図2に河川のBOD年平均值(青マーカー、左軸)及び環境基準達成率(赤マーカー、右軸)の推移を示します。

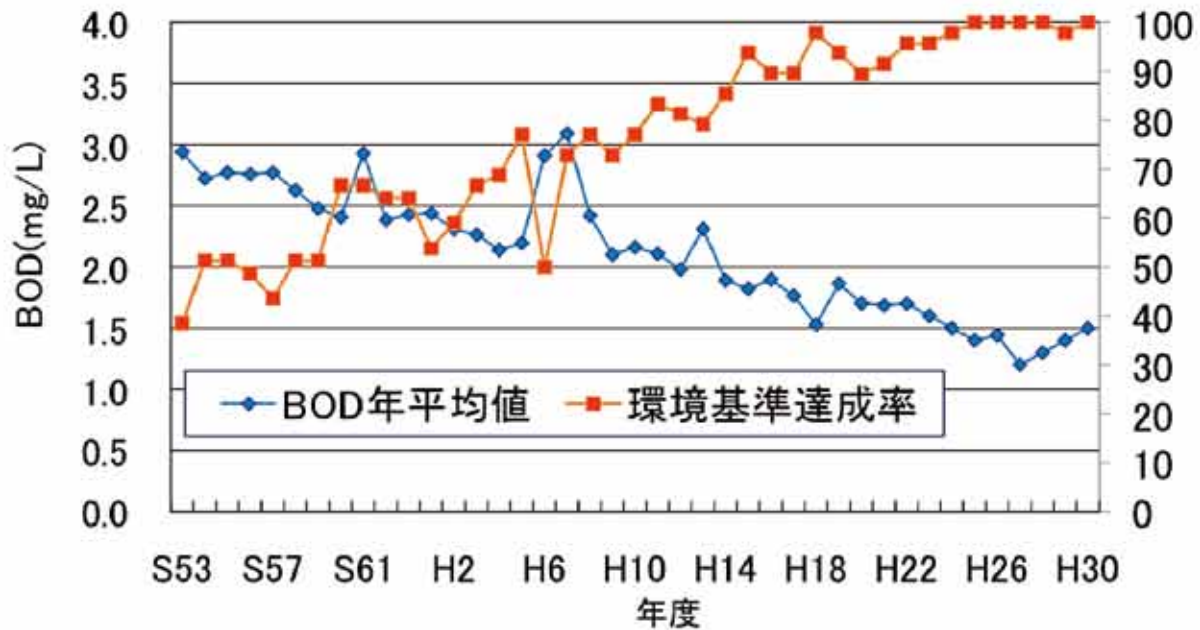


図2 河川のBOD年平均值及び環境基準達成率の推移

BOD年平均值は、昭和53年度には3mg/L弱であったものが、年々徐々に低下し、平成30年度は、1.5mg/Lまで下がっています。また、環境基準達成率(環境基準を満足した河川(水域)の割合)は、昭和53年度に4割を切っていましたが、年々上昇し、平成25年度頃から概ね全ての水域で環境基準達成しています。

このような中で、球磨川水系川辺川が、一級河川を対象とした国土交通省選定「もっとも水質がよい河川」に10年以上選ばれるなど、本県の水環境の良さが注目されています。

このように、悪化が社会問題となっていた河川水質も、時代を経て徐々に改善してきました。その大きな要因として、浄化槽をはじめとした生活排水処理施設の整備が進み、河川に与える汚濁負荷が大幅に改善されたことが挙げられます。特に浄化槽は、地域の状況に応じて設置できるため、身近な水環境の保全に大きな力を発揮しており、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換、技術の進歩による浄化槽の処理能力の向上等により、汚濁負荷を大きく低減することができるようになりました。

浄化槽は、適切な保守点検、清掃及び法定検査といった維持管理が重要であり、熊本県浄化槽協会及びその会員の皆様の日頃の活動、取組みが本県の豊かな水環境の保全に大きく貢献されているといえます。

県としては、今後とも、健全な水環境と水環境の保全の取組みを進め、豊かで清涼な水を次世代へしっかり引き継いでいきたいと考えています。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

# 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業について

浄化槽の設置促進及び公共用水域の水質保全を目的に、平成24年度から「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業」を実施しており、令和2年度も4月1日から申請書の受付を開始しております。

この事業の助成額は、1件あたり50,000円で年間30件の助成を行うこととしており、助成金の交付には、当協会会員の施工であることを要件の一つとしております。

当該転換助成事業は、各市町村で実施されております補助金等の交付の有無に関わらず、申請が可能ですので、単独処理浄化槽からの転換を実施される際には是非この制度をご活用下さい。

なお、申請書の受付は先着順(予定数を越えた場合は抽選)となりますので、お早めにお申し込み下さい。

詳しい内容等につきましては、当協会のホームページでご覧頂けます。

# 11条検査手数料のコンビニエンスストアでの払込を令和2年2月から開始しました。

① コンビニ・郵便局払込票、銀行振込書での金融機関等別入金状況 令和2年5月31日現在

| コンビニエンスストア     | DSK払込票        |            | 銀行振込書       |            | 合計      |
|----------------|---------------|------------|-------------|------------|---------|
|                | 郵便局(ゆうちょ銀行)   | 銀行         | 銀行          | 銀行         |         |
| 6,614件 (58.8%) | 3,845件(34.2%) | 785件(7.0%) | 肥後銀行        | 熊本銀行       | 11,244件 |
|                | 窓口            | ATM        | 574件(45.1%) | 211件(1.9%) |         |
|                | 3,210(28.5%)  | 635件(5.6%) |             |            |         |

② コンビニエンスストアにおける曜日別・時間区分別払込状況 令和2年5月31日現在

|       | 0~5時台 | 6~8時台 | 9~11時台 | 12~14時台 | 15~17時台 | 18~20時台 | 21~23時台 | 合計    | 割合(%) |
|-------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|
| 日曜日   | 4     | 53    | 236    | 186     | 170     | 53      | 12      | 714   | 10.7% |
| 月曜日   | 7     | 66    | 284    | 272     | 177     | 105     | 17      | 926   | 14.0% |
| 火曜日   | 5     | 49    | 223    | 256     | 194     | 97      | 16      | 840   | 12.8% |
| 水曜日   | 7     | 46    | 225    | 218     | 190     | 91      | 16      | 793   | 12.0% |
| 木曜日   | 6     | 96    | 330    | 333     | 302     | 128     | 19      | 1,214 | 18.4% |
| 金曜日   | 3     | 66    | 350    | 328     | 265     | 99      | 21      | 1,132 | 17.1% |
| 土曜日   | 3     | 76    | 227    | 203     | 204     | 92      | 11      | 816   | 12.3% |
| 休日    | 1     | 14    | 39     | 55      | 47      | 18      | 3       | 177   | 2.7%  |
| 合計    | 36    | 466   | 1,914  | 1,851   | 1,549   | 683     | 115     | 6,614 | 100%  |
| 割合(%) | 0.5%  | 7.0%  | 28.9%  | 28.0%   | 23.4%   | 10.3%   | 1.7%    | 100%  |       |

※表中の緑網掛けは、銀行等の窓口で払込み可能な曜日・時間帯で、全体の42.6%になります。

## 令和2年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」 【環境省事業】(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)

我が国は、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%の削減を目指して、エネルギー対策特別会計を計上、地球温暖化を抑止する為の様々な施策を実施している。

環境省は、浄化槽分野において、より一層の低炭素化を推進するため、2017年度から(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)を開始している。

令和2年度(2020年度)は、補助対象範囲を拡充し、当事業の更なる活用が期待されている。

**予算規模**：18億円

### 事業概要

- Type1：51人槽以上の合併処理浄化槽についての各種機械設備(高効率ブロワ、ポンプ、スクリーン等)の改修、もしくはインバーター制御装置等を導入する事業
- Type2：60人槽以上の構造基準型または初期の性能評価型の既存合併処理浄化槽に係る浄化槽本体の交換事業

**公募期間**：Type1 2020年11月30日まで Type2 2020年10月30日まで

**公募要領PDF 交付申請書類の書式及び入手方法**

一般社団法人全国浄化槽団体連合会(事業の執行団体)WEBサイト  
(<http://www.zenjohren.or.jp/index.html>)よりダウンロード

### 応募方法

熊本県においては、当協会が受付窓口として業務委託されておりますので、申請書は当協会にご送付ください。

※2019年度実績 補助件数17件(Type1：15件、Type2：2件)  
補助金額66,453,000円

浄化槽が、地球環境保全及び生活環境の保全に資するためにも、是非事業の活用をお願いします。詳しくは、当協会ホームページ(全浄連とリンク)等ご覧ください。



公募要領PDF



インバーター制御装置

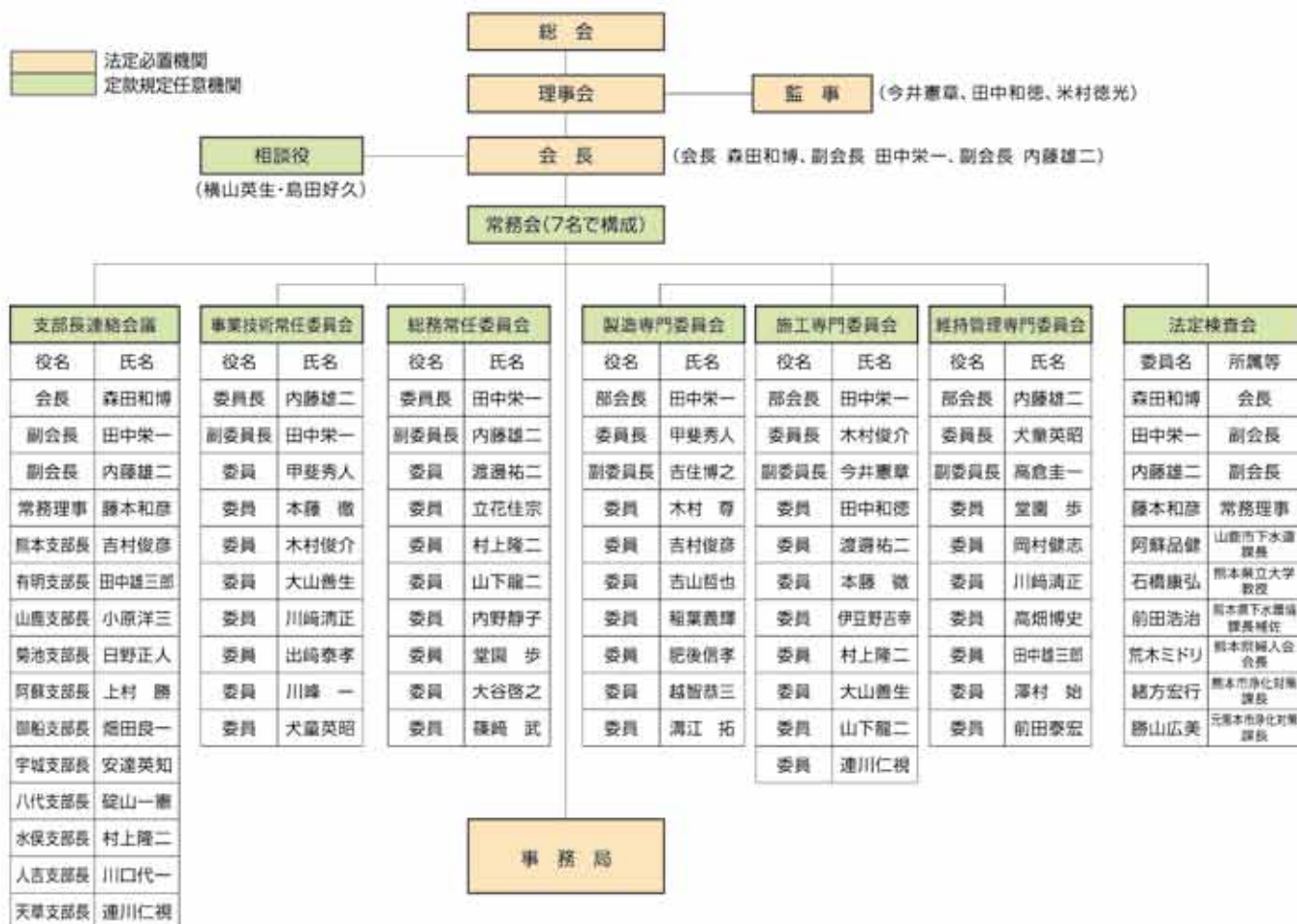


水中ポンプ

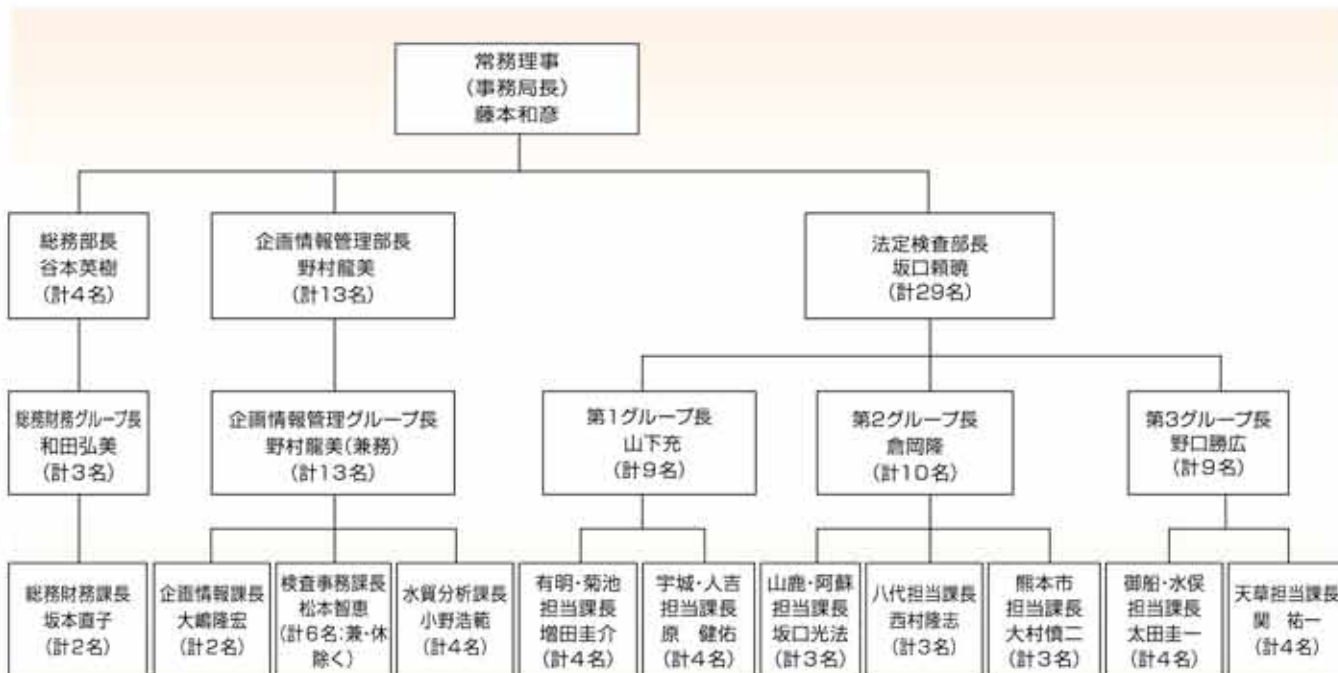


曝気ブロワ

# 公益社団法人 熊本県浄化槽協会 組織機構図 (役員の任期:R2.6.1~R4.5.31)



## 令和2年度 事務局組織図 (R2.4.1)



## 協会からのお知らせ

## おくやみ

謹んでお悔やみ申し上げますとともに心よりご冥福をお祈りいたします。

(有) 球磨衛生設備管理公社 (前人吉支部支部長)  
北崎 豪 様 (令和2年3月14日ご逝去)



## 入退会情報

## 退会

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 令和2年1月22日付 | (有) 共栄総合メンテナンス (熊本支部) |
| 令和2年1月31日付 | 和久田設備 (八代支部)          |
| 令和2年3月31日付 | (株) 本山設備 (熊本支部)       |
| 令和2年3月31日付 | (有) トスイ (宇城支部)        |
| 令和2年3月31日付 | (有) 新和工業 (宇城支部)       |
| 令和2年3月31日付 | 肥後環境(株) (人吉支部)        |
| 令和2年6月30日付 | 奥電気工事店 (宇城支部)         |

## 永年勤続表彰者

|               |               |
|---------------|---------------|
| 野村 龍美 (勤続25年) | 関 祐一 (勤続20年)  |
| 坂口 頼暁 (勤続25年) | 濱崎 美奈子(勤続20年) |
| 和田 弘美 (勤続25年) | 松本 智恵 (勤続20年) |
| 増田 圭介 (勤続20年) | 楠田 孝明 (勤続10年) |

## 新入職員紹介



古田 棕子(ふるた りょうこ)

令和2年4月より企画情報管理グループ水質分析課に配属されました古田棕子です。

協会の一員として環境保全活動に誠実に取り組んで参ります。

至らない点が多々あると思いますが、早くみなさまのお役に立てるよう努力いたしますのでご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 令和2年度 浄化槽試験・講習等のご案内

今後の感染症の状況によっては延期や中止となる場合がありますので、必ず事前に公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページにてご確認をお願いいたします。

### ■浄化槽管理士試験実施予定

試験日 令和2年10月25日(日)

試験地 宮城県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県

### ■各種講習実施予定

#### 1. 浄化槽管理士講習

注) ※印は、公益財団法人日本環境整備教育センターが受付

| 講習地 | 講習期間(予定)                |   |
|-----|-------------------------|---|
| 東京都 | 令和2年9月28日(月)～10月10日(土)  |   |
|     | 令和2年12月7日(月)～12月19日(土)  | ※ |
|     | 令和3年2月1日(月)～2月13日(土)    | ※ |
|     | 令和3年3月1日(月)～3月13日(土)    | ※ |
| 愛知県 | 令和2年11月9日(月)～11月21日(土)  |   |
| 大阪府 | 令和2年8月31日(月)～9月12日(土)   |   |
|     | 令和2年11月30日(月)～12月12日(土) |   |
| 福岡県 | 令和2年8月31日(月)～9月12日(土)   |   |
|     | 令和3年3月1日(月)～3月13日(土)    |   |

#### 2. 浄化槽設備士講習

注) ※印は、公益財団法人日本環境整備教育センターが受付

| 講習地 | 講習期間(予定)               |   |
|-----|------------------------|---|
| 北海道 | 令和3年1月25日(月)～1月29日(金)  |   |
| 東京都 | 令和2年9月14日(月)～9月18日(金)  | ※ |
|     | 令和2年11月9日(月)～11月13日(金) | ※ |
| 福岡県 | 令和2年11月30日(月)～12月4日(金) |   |

#### 3. 浄化槽技術管理者講習会

注) ※印は、公益財団法人日本環境整備教育センターが受付

| 講習地 | 講習期間(予定)                |   |
|-----|-------------------------|---|
| 宮城県 | 令和2年12月2日(水)～12月4日(金)   |   |
| 東京都 | 令和2年8月26日(水)～8月28日(金)   | ※ |
|     | 令和2年10月21日(水)～10月23日(金) |   |
|     | 令和3年2月17日(水)～2月19日(金)   | ※ |
| 大阪府 | 令和2年11月4日(水)～11月6日(金)   |   |
| 徳島県 | 令和3年2月8日(月)～2月10日(水)    |   |
| 福岡県 | 令和3年1月20日(水)～1月22日(金)   |   |

#### 4. 浄化槽清掃技術者講習会

| 講習地 | 講習期間(予定)              |
|-----|-----------------------|
| 東京都 | 令和3年1月19日(火)～1月27日(水) |

### ■各種講習実施予定

#### 1) 受付機関

※印は公益財団法人日本環境整備教育センター、その他は講習開催地の受付団体

#### 2) 受付期間

講習会開始日の約1ヶ月前から受付(定員になり次第締切り)

公益財団法人 日本環境整備教育センター 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3  
TEL 03-3635-4880(代表) ホームページ <http://www.jeces.or.jp>

上記以外の講習等について、公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページへ随時掲載されておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。